（内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令の一部改正）

第二条　内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令（昭和三十年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第十六条の規定に基き、内閣府の所管に属する補助金等の事務を委任する範囲及びその委任を受ける者は、次の各号に定めるところによるものとする（内閣総理大臣が別に定めるものを除く。）。ただし、内閣府沖縄総合事務局長に委任する事務の範囲については、第一号の規定にかかわらず、第一号に掲げる事務のうち内閣総理大臣が定めるものとする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第十六条の規定に基き、内閣府の所管に属する補助金等の事務を委任する範囲及びその委任を受ける者は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、内閣府沖縄総合事務局長に委任する事務の範囲については、第一号の規定にかかわらず、第一号に掲げる事務のうち内閣総理大臣が定めるものとする。
一　［略］	一　［同上］
二　委任を受ける者	二　委任を受ける者
［1～9　略］	［1～9　同上］
10　こども家庭庁の所掌に属する補助金等の事務　こども家庭庁長官	［号の細分を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令の一部改正）

第三条　内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令（昭和三十六年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表	**別表**
部局長 / 部局	部局長 / 部局
［略］ / ［略］	［同上］ / ［同上］
消費者庁長官 / 消費者庁	消費者庁長官 / 消費者庁
こども家庭庁長官 / こども家庭庁	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部改正）

第四条　内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令（昭和三十七年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。	内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。
［略］	［同上］
内閣府宇宙開発戦略推進事務局長	内閣府宇宙開発戦略推進事務局長
	子ども・子育て本部審議官（併任の者を除く。）
沖縄総合事務局長	沖縄総合事務局長
［略］	［同上］